

「令和元年台風第15号」および「令和元年台風第19号」で被災された方々に対する
各種特別取扱いならびに義援金の寄贈について

このたびの災害によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長 木村 博紀）は、このたびの災害で被災された方々を支援するため、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

また、被災者の皆様の救援や被災地の復興に役立てていただくための義援金として、500万円を寄贈いたします。

一日も早く被災地が復旧・復興できますよう、心よりお祈り申し上げます。

1. 各種特別取扱い

「令和元年台風第15号による災害」、「令和元年台風第15号の影響による停電」および「令和元年台風第19号に伴う災害」にかかる災害救助法適用地域に居住し、被災されたご契約者様に対して、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合は、災害発生時以降の保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長させていただきます。

(2) 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易な取扱い

ご請求に必要な書類を一部省略させていただくこと等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

(3) 本人確認の簡易な取扱い

本人確認書類をすべて喪失されている場合、「氏名・生年月日・住所・電話番号の聞き取りによる確認」等にて代替させていただきます。

(4) 入院給付金のお支払い

病院の都合等により直ちに入院できなかった場合や当初の予定期間の入院ができなかった場合、医師による証明をいただくことで、本来必要であった期間を入院されていたものとみなして入院給付金をお支払いさせていただきます。

(5) 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の免除）

新規の契約者貸付について、貸付利率を以下のとおり免除させていただきます。

対象契約	災害救助法適用地域 ^{※1} に居住し、被災されたご契約者様加入の個人保険契約 ^{※2} ※1 「令和元年台風第15号による災害」、「令和元年台風第15号の影響による停電」 および「令和元年台風第19号に伴う災害」にかかる災害救助法の適用地域 ※2 普通養老保険、普通終身保険、個人年金保険等の契約者貸付が可能な所定の保険種類が対象
貸付利率	年 0.0%
貸付上限	解約返戻金の一定範囲内
受付期間	2019年12月31日まで
適用期間 ※遡及適用を行う	①令和元年台風第15号による災害にかかる災害救助法の適用地域の被災者 2019年9月8日から2020年4月30日まで ②令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用地域の被災者 2019年9月8日から2020年4月30日まで ③令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用地域の被災者 2019年10月12日から2020年4月30日まで

【お問い合わせ先】

○お客様サービスセンター 0120-714-532 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～12：00、13：00～17：00 (但し、祝日、年末年始を除く)

(6) 法人のお客様への融資について

既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更等のご相談を個別に承ります。当社の融資担当者へお問い合わせください。

2. 義援金の寄贈

今般の台風で被災された皆様の救援や被災地の復興に役立てていただくため、日本赤十字社を通じて、500万円の義援金を寄贈いたします。

以 上